

地域医療構想調整会議の概要

| | |
|------|---|
| 設置趣旨 | 高齢化が進展し、医療・介護サービスの需要が増大していく中、将来、その地域にふさわしい医療機能の分化と連携のとれた効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を達成するための方策を協議することを目的として、原則として2次医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設置する。 |
| 設置根拠 | <p><u>医療法（第30条の14）</u></p> <p>都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域（第30条の16第1項において「構想区域等」という。）ごとに、<u>診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者</u>（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第3条の23第1項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。</p> |
| 協議議題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の病院、有床診療所が担うべき病床機能の分化・連携に関すること ○ 病床機能報告制度による情報等の共有 ○ その他目的達成のため必要な事項 |
| 設置 | 二次医療圏（京都市地域については、別途の設置） |
| 構成員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等の自主的な取組及び医療機関相互の協議により進められることが重要であることから、参加人数、団体等は柔軟に対応する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 医師会 (2) 歯科医師会 (3) 薬剤師会 (4) 看護協会 (5) 病院団体（公的・民間病院を含む） (6) 医療保険者協議会 (7) 介護福祉施設 (8) 行政関係者 (9) その他目的達成のため必要な団体等 ○ 特定の議題等に関する事項を聴取する場合には、専門部会やワーキンググループを設置 |

京都市域地域医療構想調整会議の設置について

- 地域医療構想調整会議は、医療機関等の自主的な取組を医療機関相互の協議により進められることが重要であることから、新たに京都市域地域医療構想調整会議を設置し、将来その地域にふさわしい医療機能の分化と連携のとれた質の高い医療供給体制の構築を達成するための方策等を協議、共有等を図る。
- 京都市地域構想調整会議参加団体等

| 団体等名称 | 参加人数 | 備 考 |
|---------------------|------|-----|
| 一般社団法人京都府医師会 | 3名 | |
| 一般社団法人京都府病院協会 | 3名 | |
| 一般社団法人京都私立病院協会 | 3名 | |
| 一般社団法人京都府歯科医師会 | 1名 | |
| 一般社団法人京都府薬剤師会 | 1名 | |
| 公益社団法人京都府看護協会 | 1名 | |
| 京都府医療保険者協議会 | 1名 | |
| 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会 | 1名 | |
| 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会 | 1名 | |
| 京都大学医学部附属病院 | 1名 | |
| 京都府立医科大学附属病院 | 1名 | |
| 京都市 | 1名 | |
| 京都府 | 1名 | |
| | 19名 | |

- 医療法抜粋

第30条の1・4 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域（第30条の16第1項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第30条の23第1項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 第七条第五項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 高齢化が進展し、医療・介護サービスの需要が増大していく中、将来、その地域にふさわしい医療機能の分化と連携のとれた効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を達成するための方策を協議することを目的として、原則として2次医療圏ごとに地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について医療関係者等への意見を聴取する。

- (1) 地域の病院、有床診療所が担うべき病床機能の分化・連携に関すること。
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関すること。
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、医療機関等の自主的な取組及び医療機関相互の協議により進められることが重要であることから、参加人数、団体等については柔軟に対応する。

2 参加者は、次に掲げる団体等に属する者で構成する。

- (1) 医師会
- (2) 歯科医師会
- (3) 薬剤師会
- (4) 看護協会
- (5) 病院団体（公的・民間病院を含む）
- (6) 医療保険者協議会
- (7) 介護福祉施設
- (8) 行政関係者
- (9) その他目的達成のため必要な団体等

(議長)

第4条 調整会議に議長を置く。

- 2 議長は、参加者の互選により選出する。
- 3 議長は、調整会議を招集する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 議長が必要と認める場合は、会議の参加者以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

- 2 広域的な病床の機能分化・連携が求められる場合には、他の調整会議との合同開催

など柔軟に対応する。

- 3 特定の議題等に関する事項を聴取する場合には、専門部会やワーキンググループを設置することができる。
- 4 調整会議は、原則公開とする。ただし、患者情報や医療機関の経営等に関する情報を扱う場合等は非公開とすることができます。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、別表の保健所等（地方振興局健康福祉部）に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

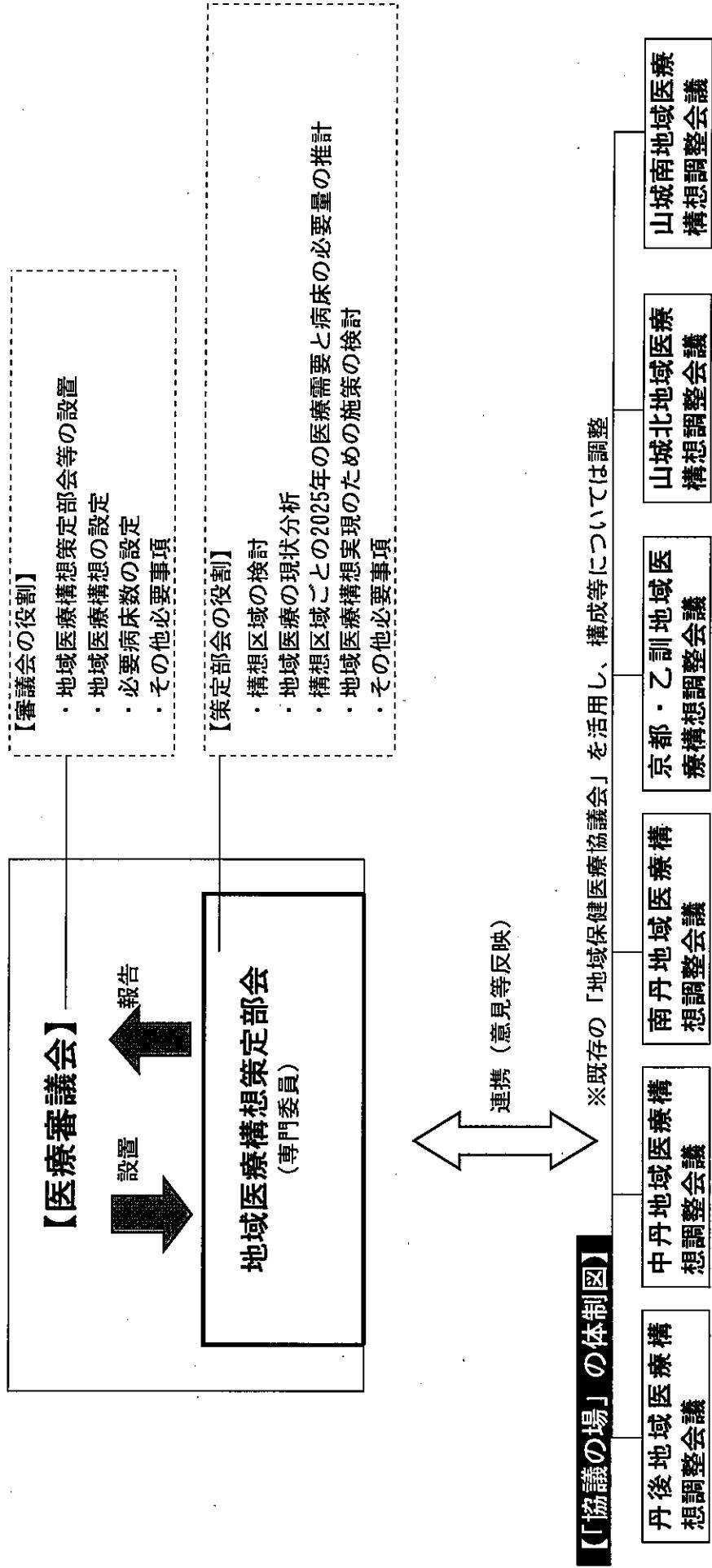
この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名 称 | 事務局設置保健所等（地方振興局健康福祉部） |
|-----------------|--|
| 丹後地域医療構想調整会議 | 丹後保健所（丹後広域振興局健康福祉部） |
| 中丹地域医療構想調整会議 | 中丹東保健所（中丹広域振興局健康福祉部） 中丹西保健所（中丹広域振興局健康福祉部） |
| 南丹地域医療構想調整会議 | 南丹保健所（南丹広域振興局健康福祉部） |
| 京都・乙訓地域医療構想調整会議 | |
| 京都市域地域医療構想調整会議 | 健康福祉部医療課 |
| 乙訓地域医療構想調整会議 | 乙訓保健所（山城広域振興局健康福祉部） |
| 山城北地域医療構想調整会議 | 山城北保健所（山城広域振興局健康福祉部） |
| 山城南地域医療構想調整会議 | 山城南保健所（山城広域振興局健康福祉部） |

地域医療構想策定のための体制図

【医療審議会の体制図】



<議論等の事項>

- ・現状と将来の目指すべき姿の認識共有（医療機能の必要量など）
- ・ビジョンを実現するための課題
- ・具体的な機能分化、連携のあり方の議論（不足している機能等）